



2022年5月12日

各位

会社名 株式会社ピーエス三菱
代表者名 代表取締役社長 森 拓也
(コード番号:1871 東証プライム)
問合せ先 管理本部副本部長兼総務部長
山信田 正美
(TEL. 03-6385-8002)

業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年度より導入している業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を継続することを決議し、本制度に関する議案を2022年6月22日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することと致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

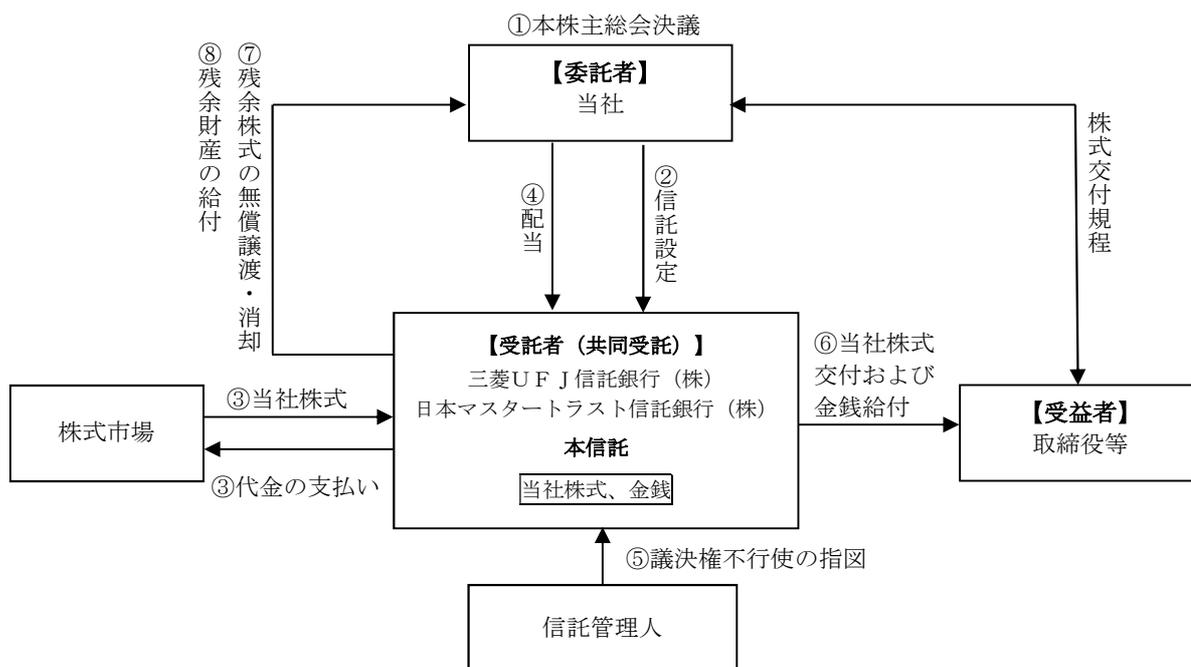
記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役を除く。）を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社グループ業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型株式報酬制度を導入しており、これを一部改定した上で2022年度以降も継続します。本制度の一部改定および継続については、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、委員の過半数を独立社外取締役および独立社外監査役で構成する報酬諮問委員会の審議を経ております。
- (2) 業績連動型株式報酬制度として、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。当社は、取締役等の退任後（当該取締役等が死亡した場合は死亡時。以下同じ。）に、B I P信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて交付および給付（以下「交付等」という。）します。
- (3) 本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を改定します。
 - ① 経営の執行と監督の分離を強化するため、非業務執行取締役は本制度の対象外とします。改定後の本制度の対象者は、取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。以下「取締役等」という。）となります。
 - ② 業務執行取締役の執行期間と整合性を図るため、本制度の取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）の職務執行期間を、対象期間中の定時株主総会から翌年の定時株主総会までの各期間から、対象期間中の各事業年度に改定します。

項目	改定前	改定後
本制度の対象者	・取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役を除く。）	・取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。以下「取締役等」という。）
本制度の取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）の職務執行期間	・対象期間中の定時株主総会から翌年の定時株主総会までの各期間	・対象期間中の各事業年度

2. 本制度の概要



- ①当社は本株主総会において本制度の改定内容に関して決議を得ます。
- ②当社は、本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）の期間を延長します。
- ③本信託は、信託管理人の指図に従い、信託内の金銭（②で追加信託された金銭を含む。）を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ④本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥信託期間中、株式交付規程の定めに従い、各事業年度における業績等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当社株式については、株式交付規程の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦信託期間中の各事業年度の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除し

た信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められる累積ポイント数（下記(5)に定める。）に相当する当社株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記(7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績等に応じた当社株式等について、取締役等の退任後に役員報酬として交付等を行う制度です。継続後の本制度は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とします。

なお、下記(4)イによる本信託の継続が行われた場合には、以降も3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出される信託金の合計上限額および取締役等に付与するポイント（下記(5)に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)イによる本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に対応した累積ポイント数（下記(5)に定める。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降、取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役等となった者を含む。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 取締役等を退任していること（※）
- ④ 正当な解任理由に基づき取締役等を解任された者および取締役会による辞任勧告に従い辞任した者ならびに在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑤ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑥ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記(4)ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(4) 信託期間

ア 延長後の信託期間

2022年11月から2025年10月までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、

延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして付与されます。

付与ポイントは、各事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの0～125%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとします。

なお、信託期間中の事業年度の途中で退任した取締役等（定時株主総会をもって退任する取締役を除く。）には、当該事業年度にかかる付与ポイントとして、当該事業年度における退任までの在任期間に応じた基本ポイントがその時点で付与されます（業績連動係数の乗算は行わない）。定時株主総会をもって退任する取締役に対しては、当該定時株主総会の開催日の直前の事業年度にかかる基本ポイントに当該事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役位別に定める基本金額 ÷ 対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント × 業績連動係数

取締役等の退任後に、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）が算定され、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりに交付等される当社株式等の数および取締役等に付与されるポイント総数の上限を調整します。

(6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす取締役等が退任（死亡時を除く。）する場合（※）、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、累積ポイント数の70%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイ

ント数応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

※事業年度末で執行役員を退任した非業務執行取締役については非業務執行取締役を退任後(死亡時を除く)。この場合、執行役員退任後の期間についてはポイントを付与しない。

(7) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本制度において取締役等に付与するポイントの総数の上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において取締役等に付与するポイントの総数は、本株主総会決議に基づき、以下の上限に服するものとします。

信託期間内に本信託に拠出する信託金の合計上限額

3. 5億円(※)

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

1 事業年度当たりが取締役等に付与するポイントの総数の上限

210,000 ポイント

また、対象期間において、本信託が取得する当社株式の株式数(以下「取得株式数」という。)は、かかる1事業年度当たりが取締役等に付与するポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式(630,000株)を上限とします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金および取得株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式(信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任後に交付等を行うことが予定される当社株式等を除く。)が生じた場合は、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合は、株主様への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-------------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2016年8月8日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2016年8月8日～2022年10月末日（2022年8月8日付の信託契約の変更により2025年10月末日まで延長予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2016年9月1日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 3.5億円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の追加取得時期 | 2022年8月12日（予定）～2022年10月末日（予定）
(なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。) |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上